

吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2以上の事業者の連携による商品、サービス等の付加価値の創造、新たなビジネスの構築等に関する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内の事業者を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者（以下これらを「中小企業者等」という。）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者（以下「農業者」という。）若しくは同法第72条の4に規定する農事組合法人その他市長が適当と認める事業者をいう。
- (2) 連携グループ 市内に住所又は事業所を有する2以上の事業者が連携して事業を実施する場合における当該2以上の事業者で構成された集団をいう。
- (3) 代表事業者 連携グループを代表する事業者をいう。
- (4) 構成事業者 連携グループを構成する事業者（代表事業者を除く。）をいう。

(代表事業者の要件)

第3条 代表事業者は、次に掲げる事業者でなければならない。

- (1) 中小企業者等
- (2) 農業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、申請時に次に掲げる要件を満たす連携グループの代表事業者とする。

(1) 代表事業者及び構成事業者が市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 代表事業者が他の連携グループの代表事業者でないこと。

(3) 代表事業者及び構成事業者が次に掲げる事業者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

エ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連携グループが行う別表に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業

(2) 事業者間の連携による事業と認められない事業

(3) 令和4年3月31日以前から継続的に行われている事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす経費とする。

(1) 令和4年4月1日以後に開始した事業に係る経費であること。

(2) 令和5年1月31日までに支払が完了する経費であること。

(3) 社会通念上相当と認められる範囲内の額である経費であること。

(4) 他の補助金を受けていない経費であること。

2 代表事業者は、補助金により備品を購入した場合における当該備品について、補助対象事業が終了した後の所在を明確にしておかなければならない。

(補助額)

第7条 補助額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1,000,000円を限度とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長の定める日は、令和4年12月28日とする。

3 規則第4条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 連携グループの構成事業者名簿（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 連携グループを構成する全ての事業者の誓約書（様式第4号）

(4) 事業に係る経費を確認できる見積書等

(5) 代表事業者及び構成事業者が市内に住所又は事業所を有することを証する書類

(6) 市税等を完納していることを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 申請者は、その補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。

(交付決定)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、前条第4項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がされたものにあつては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定をするものとする。

3 市長は、前条第4項ただし書の規定により交付申請がされたものにあつては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定をするものとする。

(補助事業の計画変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた代表事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について変更しようとするときは、吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。補助額が交付決定額を下回る変更の場合は、規則第13条前段の報告書をもってこれに代えることができる。

2 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助事業の主な内容の変更以外の変更であって、補助額に変更を生じないものとする。

3 市長は、第1項の規定により、吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業変更承認・不承認決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による報告は、市長から求められたときに、書面により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条前段の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 補助事業を実施した事実が確認できる写真、書類等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日以内又は令和5年1月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市事業者連携発展支援補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉川市事業者連携発展支援補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等)

第15条 補助事業者は、その補助事業の完了後に、当該補助事業者及び構成事業者の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書(様式第12号)により市長に報告し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、規則第9条第1項若しくは第16条第1項の規定に該当したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助事業を取りやめたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、吉川市事業者連携発展支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、補助事業者に対し通知するものとする。

(返還請求)

第17条 規則第17条第1項又は第2項の規定による補助金の返還請求は、吉川市事業者連携発展支援補助金返還請求書(様式第14号)により行うものとする。

(財産の処分制限の期間)

第18条 規則第18条ただし書の市長の定める期間は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第19号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第23号に規定する減価償却資産にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(10年以上と定められている場合にあつては、10年)、それ以外の財産にあつては5年とする。

(届出の義務)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 代表事業者又は構成事業者の住所(法人にあつては、所在地)又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)に変更があつたとき。

(2) 補助事業により取得した財産（市長が別に定めるものに限る。）が滅失し、又は重大な損傷を受けたとき。

（書類の整備）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して10年間保管しなければならない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	例示
販路開拓、販売促進等事業	・商品等の販売会 ・企業、業界等をPRするために行う事業
新商品、新技術等開発事業	・新たな商品、技術等の開発等を行う事業
業務改善・人材育成事業	・専門的な知識経験を有する者からの意見聴取等により事業者が抱える課題を解決する事業 ・研修会の実施等により人材を育成する事業
情報化推進事業	・業務効率を向上させるためのシステムの開発等を行う事業
新たなビジネスモデル創造事業	・事業者が所有する資源を組み合わせ、新たなビジネスモデルを構築する事業
地域経済の持続的発展事業	・地域経済の持続的な活性化を図るための基盤の整備等を行う事業
その他	・その他補助金の目的に適合する事業

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金交付申請書

吉川市事業者連携発展支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条第1項の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 実施事業名

2 補助申請額 円（税抜）

3 添付書類

- (1) 連携グループの構成事業者名簿（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 事業に係る経費を確認できる見積書等
- (5) 代表事業者及び構成事業者が市内に住所又は事業所を有することを証する書類
- (6) 市税等を完納していることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

連携グループの構成事業者名簿

1 代表事業者

商号・屋号			
氏名（法人にあつては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
連絡先	電話番号		生年月日
	E-mail		

2 構成事業者

商号・屋号			
氏名（法人にあつては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあつては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあつては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

商号・屋号			
氏名（法人にあつては、代表者の職氏名）			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
電話番号		生年月日	

事業計画書

1 現状分析

事業を取り巻く環境	
連携グループの特徴	

2 事業計画

実施事業名	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
事業のコンセプト、 目的、目標	
事業の実施方法	
期待される効果	
各事業者の役割	
実施スケジュール	

3 収支計画

(1) 収入内訳

区分	金額（千円）	内容、資金の調達先等
合計		

※資金の調達先は、具体的に記入してください。

(2) 支出内訳

区分	金額（千円）	内容
合計		

※見積書等を添付してください。

年 月 日

（宛先）吉川市長

代表事業者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

誓約書

吉川市事業者連携発展支援補助金の交付申請に関し、下記1の事項について誓約するとともに、下記2の事項について同意します。

また、連携グループ内で下記3の内容について調整しました。

記

1 誓約事項

- (1) 吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱第4条第3号アからオまでに掲げる事業者該当しないこと。
- (2) 代表事業者にあつては、他の連携グループの代表事業者でないこと。

2 同意事項

- (1) 市職員が市税等の納付状況を照会すること。
- (2) 補助金に係る市に対する報告、市による調査等に協力すること。
- (3) 連携グループ内で生じた問題による不利益に関し市は一切の責任を負わないこと。

3 調整事項

- (1) 連携グループの代表事業者を_____とすること。
- (2) 補助金により購入する備品の管理者を_____とし、保管場所を_____とすること。
- (3) 代表事業者に交付された補助金を連携グループ内で適正に配分すること。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者連携発展支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市事業者連携発展支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

記

1 実施事業名

2 交付決定額 金 円

3 交付条件等

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業変更承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市事業者連携発展支援補助金補助事業
の変更について、下記のとおり決定しましたので、吉川市事業者連携発展支援補助金交付
要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 承認 ・ 不承認
- 2 変更交付決定額又は不承認の理由

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条前段の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 実施事業名

2 実績額等

交付決定額(A)	支出額(税抜)× 2分の1の額(B) ※1,000円未満切り捨て	上限額(C)	実績額 (A)、(B)、(C)のうちい れか少ない額
円	円	1,000,000円	円

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 支出が確認できる領収書等
- (3) 購入した備品が確認できる写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業実施報告書

1 実施事業

実施事業名	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施内容	
結果、成果等	
今後の課題	
感想、意見	

2 収支決算

(1) 収入内訳

区分	金額 (円)	内容、資金の調達先等
合計		

※資金の調達先は、具体的に記入してください。

(2) 支出内訳

区分	金額 (円)	内容
合計		

※領収書等を添付してください。

※備品にあつては、写真等を添付してください。

(3) 補助金分配表

事業者名	金額 (円)	内容

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者連携発展支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった吉川市事業者連携発展支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

1 実施事業名

2 補助金確定額 金 円

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名 ⑩

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

吉川市事業者連携発展支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた吉川市事業者連携発展支援補助金について、吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり補助金を請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行		本 店
	信 用 金 庫		支 店
	農 業 協 同 組 合		出 張 所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義	ふりがな		
	氏 名		

年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者（代表事業者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

商号・屋号

氏 名

（法人にあつては、代表者の職及び氏名）

消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金確定額 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還額（3－2） | 円 |

（注）積算の内訳を添付すること。

様式第13号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者連携発展支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした吉川市事業者連携発展支援補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第9条第1項・第16条第1項又は吉川市事業者連携発展支援補助金交付要綱第16条の規定により、下記の理由により交付決定を取り消したので、通知します。

記

取消理由

様式第14号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者連携発展支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した吉川市事業者連携発展支援補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第17条第1項・第2項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 返還請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日 | |
| 5 | 返還を請求する理由 | | |